

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年6月13日(2019.6.13)

【公開番号】特開2017-784(P2017-784A)

【公開日】平成29年1月5日(2017.1.5)

【年通号数】公開・登録公報2017-001

【出願番号】特願2016-123230(P2016-123230)

【国際特許分類】

A 6 3 F 13/24 (2014.01)

A 6 3 F 13/235 (2014.01)

A 6 3 F 13/23 (2014.01)

A 6 3 F 13/92 (2014.01)

【F I】

A 6 3 F 13/24

A 6 3 F 13/235

A 6 3 F 13/23

A 6 3 F 13/92

【手続補正書】

【提出日】令和1年5月7日(2019.5.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ハウジングと、

前記ハウジングの正面に設けられる方向入力部と、

前記正面の長手方向に沿った前記ハウジングの側面のうちの1つの側面である第1側面において、前記長手方向に沿って設けられるスライド部材と、

前記スライド部材に設けられる2つの操作部であって、一方の操作部が、前記第1側面において前記長手方向に関する中央よりも一方側に設けられ、他方の操作部が前記第1側面において前記長手方向に関する中央よりも他方側に設けられる、第1操作部および第2操作部と、

前記正面の短手方向に沿った前記ハウジングの側面のうちの1つの側面である第2側面と、前記正面の長手方向に沿った前記ハウジングの側面のうちの1つの側面であって、前記正面に対して前記第1側面とは反対側の側面である第3側面との第1接続部分に設けられる第3操作部と、

を備える、ゲームコントローラ。

【請求項2】

前記正面は大略的には矩形形状である、請求項1に記載のゲームコントローラ。

【請求項3】

前記正面において、前記第3側面に沿う側の角部分は、前記第1側面に沿う側の角部分よりも、丸みを帯びた形状である、請求項2に記載のゲームコントローラ。

【請求項4】

前記ハウジングの側面において、前記第1接続部分は、前記第1側面と前記第2側面との接続部分である第2接続部分よりも、丸みを帯びた形状をしている、請求項1から請求項3のいずれか1項に記載のゲームコントローラ。

**【請求項 5】**

前記第3操作部は、前記第1接続部分の丸みに応じた丸みを帯びた形状を有する、請求項4に記載のゲームコントローラ。

**【請求項 6】**

前記ハウジングの正面に垂直な前後方向に関して、前記正面が向く方向を前側としたとき、前記第3操作部の後側に設けられる第4操作部をさらに備える、請求項1から請求項5のいずれか1項に記載のゲームコントローラ。

**【請求項 7】**

前記ハウジングにおいて前記正面の裏側である裏面のうち、前記第4操作部の周囲の少なくとも一部は、当該裏面の他の部分に比べて前記後側に突起して設けられる、請求項6に記載のゲームコントローラ。

**【請求項 8】**

前記第4操作部は、前記ハウジングの裏面の前記他の部分に比べて前記後側に突起して設けられる、請求項7に記載のゲームコントローラ。

**【請求項 9】**

前記第1操作部および第2操作部は、前記ハウジングが横長となる向きで、かつ、前記方向入力部を親指で操作するように当該ハウジングがユーザの左右の手で把持される場合において、当該ハウジングの側面においてユーザの左右の人差し指でそれぞれ操作可能な位置に配置され、

前記第3操作部は、前記ハウジングの前記正面が縦長となる向きで、かつ、前記方向入力部を親指で操作するように当該ハウジングがユーザの一方の手で把持される場合において、当該ハウジングの側面においてユーザの人差し指で操作可能な位置に配置される、請求項1から請求項8のいずれか1項に記載のゲームコントローラ。

**【請求項 10】**

前記ハウジングの前記正面に設けられる第5操作部と、

前記スライド部材における前記第1操作部と前記第2操作部との間に設けられる、無線通信に関する設定処理を行うためのペアリングボタンをさらに備える、請求項1から請求項9のいずれか1項に記載のゲームコントローラ。

**【請求項 11】**

前記ペアリングボタンは、前記スライド部材の所定面に対して突出しないように設けられる、請求項10に記載のゲームコントローラ。